

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 21 年 11 月 12 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市は、大阪府と共に、釜ヶ崎の高齢日雇労働者の自立を目的とした就労対策事業、いわゆる「特掃」事業を行っている。受託者たる NPO 法人の示す支出内訳の輪番労働者延べ 18,326 人、指導員延べ 1,819 人は、確定雇用人数を示したものととらえられるが、この延べ人数は休み明け 12 人追加雇用に基づく数字であって、紹介実績の 6 人追加雇用による延べ人数（18,042 人）にない。①契約不履行の事実（12 人追加雇用が 6 人の追加雇用であったこと）と、②その事実を隠ぺいするために、12 人追加雇用に基づいた確定雇用人数を出している、③それによる公金支出に至っているという問題である。委託契約に抵触するとなれば、自動的に 10 年にわたって遡及が及ぶこととなるので、昨年度分に限ってみていく。

所管局が確認したように、また、紹介実績数たる進行表が示しているように休み明け人数増は 6 名で、それによる紹介人数は 18,042 人となる。しかし、NPO 法人の示す確定雇用人数は延べ 18,326 人で、284 人多い。仕様書の規定する休み明け 12 人増しを果したかのようにする雇用報告数である。12 人増しの延べ人数 18,384 人を超えないように、輪番労働者延べ人数を 58 人少なくし、指導員延べ人数では 49 人多くしてい

る。

経験上、休み明け当日では 12 人揃えの動きが日常化されていた。ひとつは、大阪府特掃分（地域外）の 1 班 6 名を大阪市の道路清掃 6 班の中に振り分けるやり方で、もうひとつは、生活道路の休み明け 6 人増の紹介数そのままにこなすやり方である。例えば比較的ゴミの少ない班を他の班に振り分け、昼から本来の区域をまわるやり方である。この場合も、あと 6 人分の作業員リストがいる。一番合理的なつくり方は、当日欠席した（紹介をうけなかった）輪番者の中から選び出し、つくるやり方である。

これらふたつのパターン以外にも色々あるであろうが、要は休み明けは 12 人でやったようにしようとするのである。作業日報、雇用実績報告書で休み明け 12 人増として作れば、実態の 6 名増を隠し通せる。

被害金額を示さないのは、就労実績のない架空の作られた 6 人、架空の作業日報を特定してはじめて大阪市の被害額を特定できるためである。

「休み明け 12 人追加雇用」が 10 月 13 日より実施されていることで、今回の監査請求の目的の大半は達せられている。それでも過去の隠し奪い取られた輪番労働者の就労機会についてどうするか、という問題が残されている。

今回の業務委託における監理体制の不備が結果的に「怠る事実」に相当する事態を惹起させ、不明瞭な公金支出に至ったことを踏まえ、①仕様書において特掃賃金を明記すること、②国に金銭納付する社会保険料についての月毎の報告を義務化させ、「公金」のゆくえをチェック・把握できるようにすること、③月毎の雇用実績報告書において、紹介実績数（予定雇用人数）の項目を設け、雇用実績人数と対比できるようにすることの 3 点につき改善措置策の提案をする。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求は、平成 20 年度のあいりん生活道路清掃事業に係る業務委託について、受託者である NPO 法人が委託契約条項のとおり輪番雇用を行わず、架空の雇用を報告するなどして不当利得しているにもかかわらず、本市職員等が NPO 法人側に対する返還請求を違法不当に怠っているとして、財産（債権）の管理を怠る事実を請求の対象とするものと解される。

しかしながら、請求人は、専らNPO法人側による不正手口等を縷々主張するものの、本来具体的な理由をもって摘示主張すべき本市職員等の財産（債権）の管理を怠る事実についての固有の違法不当性については、全くと言ってよいほどに主張しておらず、加えて、そもそもNPO法人側による不正手口等についての請求人の主張内容自体も、請求人が、全般にわたって、あくまで仮定や類推・推測の域を超えない独自の見解・解釈・判断等によって主張しているに過ぎないと言わざるを得ず、当然、それらに関する事実証明書の添付等もないと解さざるを得ない。

そうすると、いずれにしても、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。